

「ふれあいの森」における活動希望者の募集について

平成22年 4月 1日

近畿中国森林管理局長
(京都大阪森林管理事務所)



下記の通り、京都大阪森林管理事務所管内の「ふれあいの森」における活動希望者の募集を公告します。

記

1. 「ふれあいの森」の趣旨

森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したい、直接森林とふれあいたいなど、国民の皆様のご要望に積極的に応えるため、国民による自主的な森林づくり活動等の場として、「ふれあいの森」を設定して、森林整備への国民参加を推進するものです。

2. 対象箇所の概況

- (1) 所在地 大阪府箕面市
京都大阪森林管理事務所
箕面国有林270林班は1外16小班
(別添位置図参照)
- (2) 面積 24.68ha
- (3) 林況 スギ・ヒノキ人工林が主体ですが、レクリエーション施設「勝尾寺園地」もあります。
林齢は、36年生～76年生
- (4) 法令制限 国立公園第2種及び3種特別地域、水源かん養保安林、健康保安林、鳥獣保護区、近郊緑地保全区域の各種法令制限がかかっています。
- (5) 交通手段 阪急箕面駅から府道豊中亀岡線を約8km北上し、勝尾寺をとり過ぎて約200m進むと、勝尾寺園地入口に着きます。
千里中央駅から国道423号線(新御堂筋街道)を約4km北上し、府道9号線を東へ約2km進み、府道茨木線、府道豊中亀岡線を経由して約4km北上すると、勝尾寺園地入口に着きます。
- (6) 特記事項 対象箇所は、レクリエーションの森(明治の森箕面自然休養林)であることから、一般の者の利用があります。
対象箇所の一部に、「遊々の森きらきら(別紙図面参照)」として、箕面市教育委員会教育長との協定を締結している箇所があることから、活動実施に当たっては、お互いに適正な連絡調整が必要となります。
また、同教育長から「遊々の森きらきら」の活動に対して協力を求められた場合には、積極的に協力等を行う必要があります。

(7) その他

10台程度の駐車場有り。
エコトイレ、無料休憩場（100名程度入場可能）、広場などのレクリエーション施設有り。
箕面国有林は、火気使用禁止です。

3. 「ふれあいの森」における森林づくりの活動内容

「ふれあいの森」では、ボランティア団体等が中心となって様々なアイデアを活かした森林づくりを行うことができます。具体的には、国民の自主的な参加により、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれら活動と一体となって行う森林浴、自然観察会、森林教室など森林・林業に関する理解の増進に資する活動について一定期間継続的に行っていただきます。

ただし、レクリエーションの森管理経営方針に沿った活動内容しか認められません。

なお、上記に記載してある活動内容であっても、国有林野の管理経営上支障があると判断される活動内容については認められません。

そこで、森林づくり活動構想等について、構想が現地に即したのか、無理のないのかなど適宜技術的なアドバイスを提供致しますので、事前相談及び確認を行って下さい。

4. 活動申込者の資格要件

協定締結による森林づくり活動の実施主体は、次の要件を満たすものとします。

- 1 国民参加の森づくり活動の適切な実施が可能と見込まれる地方公共団体、又は民間団体等の団体であること。
- 2 民間団体にあっては、次の条件を満たすものであること。
 - (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること
 - (2) 団体の意志を決定し、自主的な森林整備活動執行する体制が確立していること
 - (3) 活動の目的が特性の者の利益に資するものとはならないこと
 - (4) 国有林野もしくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料もしくは使用料を滞納していないこと
 - (5) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していること
 - (6) 従来 of 経緯から協定を誠実に遵守すると認められること
 - (7) 国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にないこと
 - (8) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間でないこと

5. 応募の手続きについて

(1) 活動希望申請書の提出

上記4の要件を満たし、「ふれあいの森」での活動を希望する方（団体）は、別紙1の「ふれあいの森」における活動希望申請書に必要事項を記入の上、京都大阪森林管理事務所宛に郵送等により提出して下さい。

提出先： 602-8054
京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102
京都大阪森林管理事務所 「ふれあいの森」担当

(2) 現地案内、活動構想の相談

「ふれあいの森」での活動を希望する方（団体）で、対象箇所の現地案内・説明を希望される場合は、森林管理事務所まで事前にご連絡頂ければ、日程を調整の上、現地にご案内いたします。

また、森林づくり活動構想等について、事前に森林管理事務所にご相談頂ければ、構想が現地に即したものか、無理のないものかなど適宜技術的なアドバイスを提供致します。

6. 募集期間

平成22年4月1日 ～ 平成22年5月1日（1カ月間）

7. 実施主体の選定通知

申請内容の審査により実施主体を選定した後、「ふれあいの森」における活動希望申請書を提出した者に、結果を通知します。

8. 協定の締結

自主的な森林整備活動の実施に当たっては、実施主体と近畿中国森林管理局長（京都大阪森林管理事務所）との間で、別紙2を内容とする協定を締結することになります。

9. 問合せ先

ご不明の点があれば、以下の問合せ先までご連絡願います。

京都大阪森林管理事務所 「ふれあいの森」担当

住所：602-8054

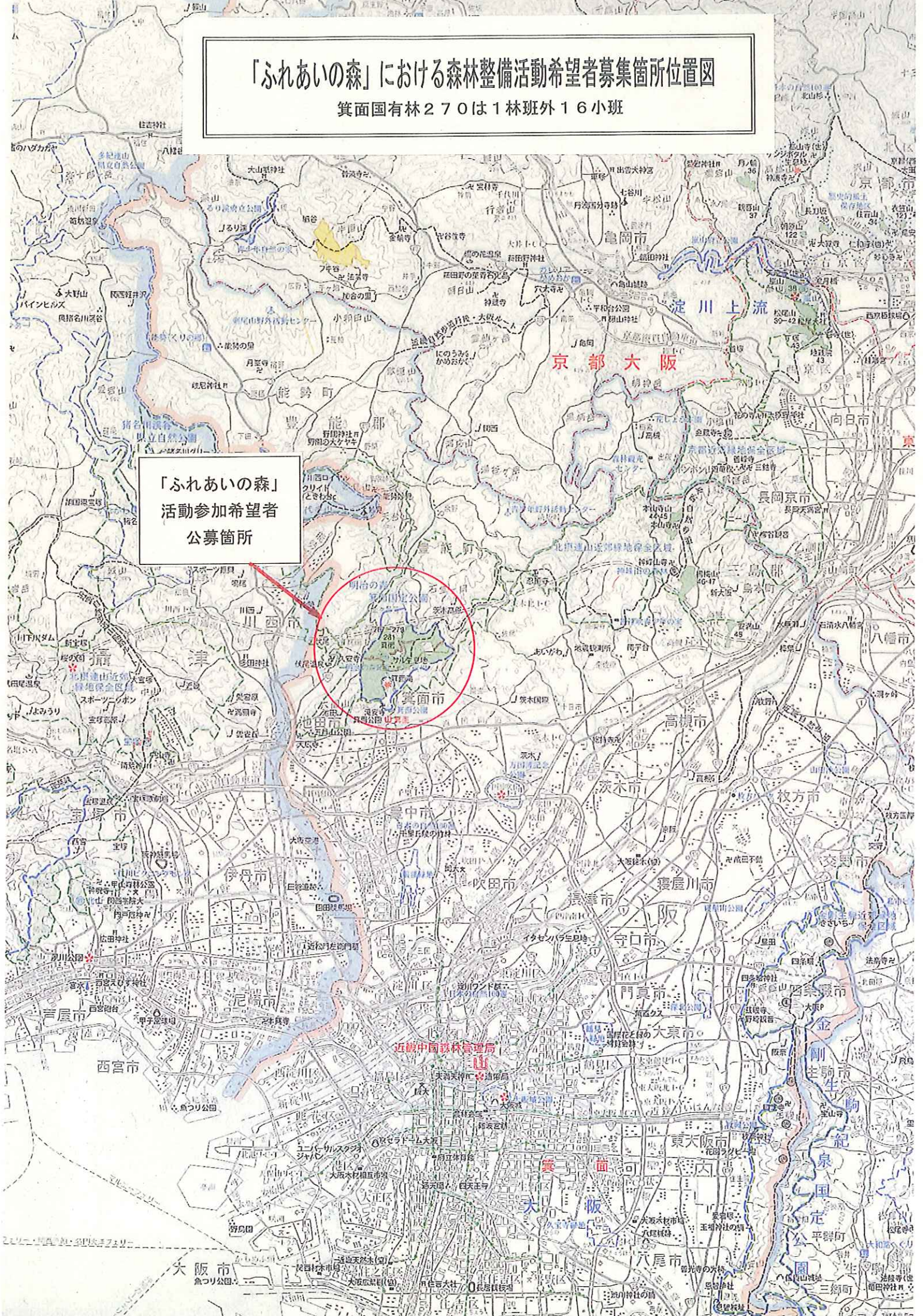
京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102

電話：075-414-9822

「ふれあいの森」における森林整備活動希望者募集箇所位置図

箕面国有林270は1林班外16小班

「ふれあいの森」
活動参加希望者
公募箇所



「ふれあいの森」における森林整備活動希望者募集箇所位置図
 箕面国有林270は1林班外16小班

